

令和 5 年

第 3 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 5 年 9 月 6 日

閉会 令和 5 年 9 月 日

八 雲 町

個人情報の保護により議案の一部を「*」で表示しています。
アスタリスク

令和5年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町病院奨学金貸付条例の一部を改正する条例	
議 案	4	八雲町火災予防条例の一部を改正する条例	
議 案	5	工事請負契約の締結について	
議 案	6	工事請負契約の締結について	
議 案	7	委託契約の締結について	
議 案	8	北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について	
議 案	9	町道路線の一部廃止について	
議 案	10	令和5年度八雲町一般会計補正予算（第5号）	
議 案	11	令和5年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
報 告	1	専決処分の報告について	
報 告	2	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報 告	3	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
同 意	1	八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて	
同 意	2	八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	

議案第 1 号

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

八雲町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八雲町条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。）次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 及び(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年9月16日から施行する。

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町病院事業の設置等に関する条例（平成17年八雲町条例第128号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(診療科目及び病床数) 第4条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康 保険病院（以下これらを「病院」という。）の 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （1） 八雲総合病院 ア 略 イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>183</u> 床 （イ）～（エ） 略 （2） 略	(診療科目及び病床数) 第4条 八雲総合病院及び八雲町熊石国民健康 保険病院（以下これらを「病院」という。）の 診療科目及び病床数は、次のとおりとする。 （1） 八雲総合病院 ア 略 イ 病床数 （ア） 一般病床 <u>166</u> 床 （イ）～（エ） 略 （2） 略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町病院奨学金貸付条例の一部を改正する条例

八雲町病院奨学金貸付条例（平成17年八雲町条例第131号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(貸付金額等)</p> <p>第3条 奨学金の貸付金額は、次に掲げる区分により予算の範囲内で貸付する。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる養成施設に在学する場合</p> <p>ア <u>八雲総合病院に従事しようとする者</u> 月額 100,000 円</p> <p>イ <u>八雲町熊石国民健康保険病院に従事しようとする者</u> 月額 100,000 円</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる養成施設に在学する場合</p> <p>ア <u>八雲総合病院に従事しようとする者</u> 月額 60,000 円</p> <p>イ <u>八雲町熊石国民健康保険病院に従事しようとする者</u> 月額 70,000 円</p> <p>(3) 前条第3号に掲げる養成施設に在学する場合</p> <p>ア <u>八雲総合病院に従事しようとする者</u> 月額 30,000 円</p> <p>イ <u>八雲町熊石国民健康保険病院に従事しようとする者</u> 月額 50,000 円</p> <p>(4) 前条第4号に掲げる養成施設に在学する場合</p> <p>ア <u>八雲総合病院に従事しようとする者</u> 月額 100,000 円</p> <p>イ <u>八雲町熊石国民健康保険病院に従事しようとする者</u> 月額 100,000 円</p> <p>2 略</p>	<p>(貸付金額等)</p> <p>第3条 奨学金の貸付金額は、次に掲げる区分により予算の範囲内で貸付する。</p> <p>(1) 前条第1号に掲げる養成施設に在学する者 <u>月額 150,000 円</u></p> <p>(2) 前条第2号に掲げる養成施設に在学する者 <u>月額 100,000 円</u></p> <p>(3) 前条第3号に掲げる養成施設に在学する者 <u>月額 70,000 円</u></p> <p>(4) 前条第4号に掲げる養成施設に在学する者 <u>月額 150,000 円</u></p> <p>2 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の八雲町病院奨学金貸付条例の規定により奨学金の貸付を受けている者に係る貸付金額については、なお従前の例による。

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

八雲町火災予防条例(平成17年八雲町条例第156号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体</u>は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量</p>	<p>(蓄電池設備)</p> <p>第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワ</p>

と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) 略

ット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第51条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置又は構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考
		入力	上方	側方	前方	後方	
略	略	略	略	略	略	略	略
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	上記に分類されないもの	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略

備考 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考	
		入力	上方	側方	前方	後方		
略	略	略	略	略	略	略	略	
厨房設備	気体燃料	略	略	略	略	略	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
	固体燃料	不燃以外のもの	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100		50
	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の八雲町火災予防条例（以下、「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに

第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 建岩橋撤去工事
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 76,890,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 二海郡八雲町山越 115 番地の 4
株式会社 黒島建設
代表取締役 長 嶺 和 則
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和 5 年 9 月中

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 の 種 類 落部地区農業集落排水処理施設電気設備更新工事
- 2 契 約 の 方 法 地域限定型一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 89,329,240円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市東区北24条東2丁目5番15号
北海道三菱電機販売株式会社
代表取締役 田 中 厚
- 5 工事代金の支払方法 契約の定めるところによる。
- 6 契約の締結の時期 令和5年9月中

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 7 号

委託契約の締結について

次のとおり委託契約を締結する。

- 1 業 務 の 種 類 八雲町アイヌ文化財保存活用業務
- 2 契 約 の 方 法 公募型プロポーザルによる随意契約
- 3 契 約 の 金 額 55,495,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 札幌市西区二十四軒4条1丁目1番30号
凸版印刷株式会社 東日本事業本部北海道事業部
執行役員事業部長 我 妻 康

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

議案第 8 号

北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩村克詔

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和 32 年 1 月 23 日 32 地第 175 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「、後志広域連合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第 9 号

町道路線の一部廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道路線の一部を次のとおり廃止する。

路線番号 路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な経過地	延長 (m)	備考
3165 熱田東線	旧	起 八雲町熱田48番5地先 終 八雲町熱田335番1地先	牧場橋 国道5号 広域営農線	3,821.80	
	新	起 八雲町熱田48番5地先 終 八雲町熱田161番3地先	国道5号 広域営農線	1,621.80	

令和5年9月6日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 10 号

令和 5 年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度八雲町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 161,335 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,616,571 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,158,068	千円 105,199	千円 5,263,267
	1 地方交付税	5,158,068	105,199	5,263,267
15 国庫支出金		1,583,794	5,630	1,589,424
	1 国庫負担金	729,316	5,291	734,607
	2 国庫補助金	849,264	339	849,603
16 道支出金		725,162	31,224	756,386
	1 道負担金	427,902	2,645	430,547
	2 道補助金	251,294	28,579	279,873
19 繰入金		2,803,962	22,572	2,826,534
	1 基金繰入金	2,803,962	22,572	2,826,534
22 町債		1,206,500	△3,290	1,203,210
	1 町債	1,206,500	△3,290	1,203,210
歳入	合計	16,455,236	161,335	16,616,571

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 2,649,620	千円 39,937	千円 2,689,557
	1 社会福祉費	1,620,655	39,762	1,660,417
	2 児童福祉費	1,028,965	175	1,029,140
4 衛生費		2,430,003	5,139	2,435,142
	1 保健衛生費	1,902,527	5,139	1,907,666
6 農林水産業費		1,059,224	77,095	1,136,319
	1 農業費	377,605	26,723	404,328
	3 水産業費	477,255	50,372	527,627
10 教育費		1,652,760	15,554	1,668,314
	2 小学校費	237,460	14,859	252,319
	3 中学校費	904,569	695	905,264
13 諸支出金		23,604	23,610	47,214
	1 諸費	23,604	23,610	47,214
歳 出 合 計		16,455,236	161,335	16,616,571

第2表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校校舎等解体 事業	75,800	—	—	—	81,100	—	—	—
臨時財政対策債	46,000	—	—	—	37,410	—	—	—
合 計	1,206,500				1,203,210			

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,158,068	105,199	5,263,267
15 国庫支出金	1,583,794	5,630	1,589,424
16 道支出金	725,162	31,224	756,386
19 繰入金	2,803,962	22,572	2,826,534
22 町債	1,206,500	△3,290	1,203,210
歳入合計	16,455,236	161,335	16,616,571

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 民生費	2,649,620	39,937	2,689,557
4 衛生費	2,430,003	5,139	2,435,142
6 農林水産業費	1,059,224	77,095	1,136,319
10 教育費	1,652,760	15,554	1,668,314
13 諸支出金	23,604	23,610	47,214
歳出合計	16,455,236	161,335	16,616,571

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
27,723	0	456	11,758
408	0	3,412	1,319
8,019	0	18,704	50,372
704	5,300	0	9,550
0	0	0	23,610
36,854	5,300	22,572	96,609

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,158,068	105,199	5,263,267
計	5,158,068	105,199	5,263,267

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
1 民生費国庫負担金	671,252	5,291	676,543
計	729,316	5,291	734,607

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	186,218	339	186,557
計	849,264	339	849,603

1 6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
1 民生費道負担金	358,554	2,645	361,199
計	427,902	2,645	430,547

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	74,107	19,448	93,555
3 衛生費道補助金	22,382	408	22,790
4 農林水産業費道補助金	111,926	8,019	119,945
8 教育費道補助金	0	704	704
計	251,294	28,579	279,873

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 105,199	普通交付税	千円 105,199

1 社会福祉費負担金	千円 5,291	障がい者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金	千円 5,291

1 社会福祉費補助金	千円 339	地域生活支援事業補助金	千円 339

1 社会福祉費負担金	千円 2,645	障がい者自立支援給付（介護給付・訓練等給付費）負担金	千円 2,645

1 社会福祉費補助金	千円 19,273	地域生活支援事業補助金 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	千円 205 19,068
2 児童福祉費補助金	175	保育対策総合支援事業費補助金	175
1 保健衛生費補助金	408	不妊治療費等助成事業費補助金	408
1 農業費補助金	8,019	農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	8,019
1 小学校費補助金	352	こどもの安心・安全対策緊急支援事業費補助金	352
2 中学校費補助金	352	こどもの安心・安全対策緊急支援事業費補助金	352

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,324,993	千円 22,572	千円 2,347,565
計	2,803,962	22,572	2,826,534

22 款 町債

1 項 町債

6 教育債	千円 670,200	千円 5,300	千円 675,500
8 臨時財政対策債	46,000	△8,590	37,410
計	1,206,500	△3,290	1,203,210

節		説 明
区 分	金 額	
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 22,572	ふるさと応援基金繰入金 千円 22,572

2 小学校施設整備事 業債	千円 5,300	小学校校舎等解体事業債 千円 5,300
1 臨時財政対策債	△8,590	臨時財政対策債 △8,590

3 歳 出

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	千円 66,174	千円 2,755	千円 68,929	千円	千円	千円	千円 2,755
2 障がい者福祉費	637,086	37,007	674,093	27,548		456	9,003
計	1,620,655	39,762	1,660,417	27,548	0	456	11,758

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

3 くまいし保育園費	千円 16,256	千円 175	千円 16,431	千円 175	千円	千円	千円
計	1,028,965	175	1,029,140	175	0	0	0

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	千円 179,663	千円 3,820	千円 183,483	千円 408	千円	千円 3,412	千円
6 環境衛生費	33,875	1,319	35,194				1,319
計	1,902,527	5,139	1,907,666	408	0	3,412	1,319

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	千円 5	運搬料	千円 5
19 扶助費	2,750	冬期福祉手当給付費	2,750
19 扶助費	37,007	日常生活用具給付費 自立支援給付費（介護給付・訓練等給付費）	1,000 36,007

17 備品購入費	千円 175	送迎車安全装置購入費	千円 175

10 需用費	千円 6	消耗品費 印刷製本費	千円 4 2
11 役務費	6	運搬料	6
18 負担金補助及び交付金	308	不妊治療・先進医療交通費助成金	308
19 扶助費	3,500	不妊治療・先進医療費助成金	3,500
12 委託料	1,319	公衆浴場対策業務委託料	1,319

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 農業振興費	千円 45,715	千円 18,704	千円 64,419	千円	千円	千円 18,704	千円
5 農地費	119,689	8,019	127,708	8,019			
計	377,605	26,723	404,328	8,019	0	18,704	0

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

6 サーモン種 苗生産事業 費	千円 104,452	千円 50,372	千円 154,824	千円	千円	千円	千円 50,372
計	477,255	50,372	527,627	0	0	0	50,372

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	千円 198,491	千円 14,159	千円 212,650	千円 352	千円 5,300	千円	千円 8,507
2 教育振興費	38,969	700	39,669				700
計	237,460	14,859	252,319	352	5,300	0	9,207

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 873,230	千円 695	千円 873,925	千円 352	千円	千円	千円 343
計	904,569	695	905,264	352	0	0	343

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金補助及び交付金	千円 18,704	飼料価格高騰緊急対策事業補助金	千円 18,704
12 委託料	8,019	入沢頭首工・入沢幹線水路機能診断業務委託料	8,019

11 役務費	千円 214	広告手数料	千円 214
16 公有財産購入費	50,000	土地購入費 建物購入費	6,788 43,212
26 公課費	158	土地収用法事業認定申請収入証紙代	158

14 工事請負費	千円 13,464	旧関内小学校校舎等解体工事請負費	千円 13,464
17 備品購入費	695	スクールバス安全装置購入費	695
18 負担金補助及び交付金	700	山越小学校150周年記念事業助成金	700

17 備品購入費	千円 695	スクールバス安全装置購入費	千円 695

13 款 諸支出金

1 項 諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 還付金及び 返納金	千円 14,987	千円 23,610	千円 38,597	千円	千円	千円	千円 23,610
計	23,604	23,610	47,214	0	0	0	23,610

節		説	明
区 分	金 額		
	千円		千円
22 償還金利子及び割引料	23,610	障がい者医療費国庫負担金過年度分返還金	948
		障がい者医療費道負担金過年度分返還金	389
		障がい者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金	4,907
		障がい者自立支援給付費道負担金過年度分返還金	2,454
		低所得者介護保険料軽減国庫負担金過年度分返還金	205
		子どものための教育・保育給付費国庫負担金過年度分返還金	1,223
		子どものための教育・保育給付費道負担金過年度分返還金	652
		未熟児養育医療費等国庫負担金過年度分返還金	269
		児童手当国庫負担金過年度分返還金	276
		障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金	7,738
		障がい児入所給付費等道負担金過年度分返還金	502
		子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度分返還金	24
		子育てのための施設等利用給付費道負担金過年度分返還金	12
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	2,787
		新型コロナウイルス感染症	
		セーフティネット強化交付金国庫補助金過年度分返還金	914
		保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫補助金過年度分返還金	310

地方債補正に関する調書

区 分	5 年 度 中 増 減 見 込 額			5 年 度 末 現在高見込額
	5 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	0	0	0	2,797,896
2 災 害 復 旧 債	4,100	0	4,100	16,430
3 そ の 他	1,202,400	△ 3,290	1,199,110	10,009,263
(1) 辺 地 対 策	319,200	5,300	324,500	847,283
(4) 臨 時 財 政 対 策 債	46,000	△ 8,590	37,410	3,815,518
合 計	1,206,500	△ 3,290	1,203,210	12,823,589

議案第 11 号

令和 5 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,867 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,971,245 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 378,942	千円 14,867	千円 393,809
	2 基金繰入金	55,436	14,867	70,303
歳 入 合 計		1,956,378	14,867	1,971,245

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 13,604	千円 14,867	千円 28,471
	1 償還金及び還付加算金	408	14,867	15,275
歳 出 合 計		1,956,378	14,867	1,971,245

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	378,942	14,867	393,809
歳入合計	1,956,378	14,867	1,971,245

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	13,604	14,867	28,471
歳出合計	1,956,378	14,867	1,971,245

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	14,867
0	0	0	14,867

2 歳 入 (保険事業勘定)

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 55,436	千円 14,867	千円 70,303
計	55,436	14,867	70,303

3 歳 出 (保険事業勘定)

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 8	千円 14,867	千円 14,875	千円	千円	千円	千円 14,867
計	408	14,867	15,275	0	0	0	14,867

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 14,867	介護給付費準備基金繰入金	千円 14,867

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	千円 14,867	介護給付費国庫負担金過年度分返還金 介護給付費道負担金過年度分返還金 地域支援事業国庫補助金過年度分返還金 地域支援事業支援交付金過年度分返還金 地域支援事業道補助金過年度分返還金	千円 11,557 2,178 564 262 306

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩村克詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 7 月 25 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 5 年 6 月 7 日、八雲町鉛川無番地先の国道 277 号路上において、町有自動車が前方不注意により、車両左前方が視線誘導標に接触し損害を与えた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | |
|------------|---|
| 1 損害賠償の額 | 198,880 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町東雲町 23 番地
北海道開発局函館開発建設部八雲道路事務所
所長 高 久 博 司 |

報告第 2 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和4年度決算に関する書類

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

1 事業概要

株式会社青年舎は、乳牛飼養頭数の増頭・確保を図りながら、搾乳ロボット等の省力化機械やコントラクター等の外部支援組織の活用を推進し、労働負担を軽減することで酪農経営を展開してきました。当期の売上高は、生乳販売と個体販売が主であり、乳用牛の増頭を計画的に行いながら、生乳生産量を拡大し計画乳量を上回る成績を収めました。国内外の社会情勢の変動による飼料・肥料等の高騰、個体販売価格の下落等が長期化している影響を受け、161,722千円の当期純損失となりました。

2 会計に関する事項 決算の状況

貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	582,778,095	【流動負債】	22,263,533
現金及び預金	369,692,163	買掛金	9,290,192
売掛金	50,556,301	未払金	11,914,107
製成品	1,270,836	預り金	853,234
原材料	1,878,262	未払法人税等	206,000
仕掛品	49,635,640	【固定負債】	2,135,522,239
未収入金	1,118,291	長期未払金	108,381,239
前払費用	10,202,500	長期借入金	2,027,141,000
未収還付法人税等	1,088	負債の部合計	2,157,785,772
未収消費税等	98,423,014	純資産の部	
【固定資産】	1,388,319,517	【株主資本】	-139,589,967
【有形固定資産】	1,384,297,916	資本金	25,000,000
建物	247,314,846	利益剰余金	-164,589,967
建物付属設備	5,896,518	その他利益剰余金	-164,589,967
構築物	126,144,754	繰越利益剰余金	-164,589,967
機械装置	625,069,043		
車両運搬具	10,928,311		
工具・器具・備品	4,788,916		
土地	46,295,762		
乳牛	234,728,741		
育成仮勘定	83,131,025		
【投資その他の資産】	4,021,601		
出資金	2,855,000		
長期積立金	1,166,601		
【繰延資産】	47,098,193		
創立費	461,006		
土地改良費	3,237,742		
その他繰延資産	42,388,198		
開業費	1,011,247		
資産の部合計	2,018,195,805	純資産の部合計	-139,589,967
		負債及び純資産合計	2,018,195,805

損益計算書

自 令和4年4月 1日
至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
生 乳 売 上 高	474,653,175	
生 物 販 売 高	19,510,241	
牧 草 等 販 売 高	9,859,545	
価 格 補 填 収 入	46,096,479	
作 業 受 託 収 入	2,516,819	
そ の 他 売 上 高	9,260,982	
売 上 高 合 計		561,897,241
【売上原価】		
期 首 棚 卸 高	1,207,990	
生 物 販 売 原 価	29,088,171	
当 期 製 品 製 造 原 価	593,100,216	
期 末 棚 卸 高	1,270,836	
売 上 原 価		622,125,541
売 上 総 損 失 金 額		60,228,300
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		138,041,378
営 業 損 失 金 額		198,269,678
【営業外収益】		
受 取 利 息	2,955	
受 取 配 当 金	3,150	
受 取 家 畜 共 済 金	24,350,626	
雑 収 入	29,316,748	
営 業 外 収 益 合 計		53,673,479
【営業外費用】		
支 払 利 息	12,179,482	
生 物 死 亡 原 価	10,669,453	
営 業 外 費 用 合 計		22,848,935
経 常 損 失 金 額		167,445,134
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 収 入	9,579,635	
国 庫 補 助 金 収 入	382,826,181	
受 取 共 済 金	6,647,876	
特 別 利 益 合 計		399,053,692
【特別損失】		
固 定 資 産 売 却 原 価	15,324,405	
固 定 資 産 圧 縮 損	377,799,999	
特 別 損 失 合 計		393,124,404
税 引 前 当 期 純 損 失		161,515,846
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		206,000
当 期 純 損 失 金 額		161,721,846

令和5年度事業の計画に関する書類

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

1 事業計画

株式会社青年舎は、生産基盤の強化のため、乳牛に和牛受精卵の移植を行い、付加価値の高い和牛子牛生産を拡大させるとともに、乳牛の個体改良の促進や自給飼料生産基盤である草地の植生改善に取組み、収量増、品質向上による経営改善を図ります。また、生乳生産事業とともに、将来の酪農経営に携わる新規就農者や雇用就業者などの人材を育成するため、酪農に必要な技術習得、経営管理、理論学習等の実践的な教育を担うことを目的として設立しており、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

(1) 各事業の推進方法

ア 家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進

- ・令和6年度から開始される価格買取制度（FIT）による売電収入の確保に向けた安定稼働
- ・発生する消化液を液体肥料として有効に農地へ還元
- ・固液分離させた固形物を敷料として再生・再利用する技術の確立

イ 新規就農者の確保と担い手の育成

- ・関係機関と協力し実践研修を行うとともに、技術、経営両面から座学講義を実施
- ・意欲ある就農希望者を地域内外から募集し、技術習得から独立就農までの研修を行い、きめ細かなサポートを実施

ウ 育成預託事業

- ・町営育成牧場の活用による預託頭数の確保
- ・繁殖管理を確実にを行い、受胎成績の向上に努める。

エ 和牛受精卵移植事業

- ・和牛子牛生産販売により乳代以外の収入の増加を図る。
- ・乳牛の個体改良の促進により経営改善を図る。

報告第 3 号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和4年度決算に関する書類

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

1 事業概要

株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保・育成を目的として令和2年7月に、八雲町、八雲商工会などが出資して設立。令和4年度については、八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、その結果28社/11,662千円の受託手数料を収入源の中心としたほか、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担い、新型コロナウイルス感染症の影響が減少し、観光需要の回復によるパノラマエリアの客数が増加した結果、1,663千円の当期純利益となった。

また、廃校活用事業の運営については、ワーケーションモニターツアーやイベント活用による利用率が増加し、128千円の当期純利益となった。

連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の利益貢献と、「丘の駅」の営業実績が改善されたことにより、4,119千円の当期純利益となった。

2 会計に関する事項 決算の状況

貸借対照表

令和5年3月31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	42,779,200	【流動負債】	13,538,281
現 金 預 金	33,296,076	買 掛 金	2,457,710
売 掛 金	1,618,989	未 払 金	1,620,821
未 収 入 金	150,000	未 払 法 人 税 等	468,200
有 価 証 券	5,200,000	未 払 消 費 税 等	1,624,300
商 品	2,514,135	預 り 金	7,367,250
【固定資産】	1,101,691	負 債 の 部 合 計	13,538,281
【有形固定資産】	1,094,371	純 資 産 の 部	
建 物 付 属 設 備	617,312	【株主資本】	30,342,610
車 両 運 搬 具	117,146	資 本 金	30,000,000
器 具 備 品	359,913	利 益 剰 余 金	342,610
【投資その他の資産】	7,320	そ の 他 利 益 剰 余 金	342,610
自動車リサイクル預託金	7,320	繰 越 利 益 剰 余 金	342,610
		(うち当期純利益金額)	4,118,505
		純 資 産 の 部 合 計	30,342,610
資 産 の 部 合 計	43,880,891	負 債 及 び 純 資 産 合 計	43,880,891

損益計算書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
本 社 売 上 高	13,300,700	
丘の駅物産館売上	62,704,229	
ペコレラ学舎売上	4,454,533	
売 上 高 合 計		80,459,462
【売上原価】		
期首商品棚卸高	3,017,441	
商品仕入高	41,252,129	
合 計	44,269,570	
期末商品棚卸高	2,514,135	
売 上 原 価		41,755,435
売上総利益金額		38,704,027
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		34,806,076
営業利益金額		3,897,951
【営業外収益】		
受 取 利 息	229	
雑 収 入	688,525	
営業外収益合計		688,754
経常利益金額		4,586,705
税引前当期純利益金額		4,586,705
法 人 税 等		468,200
当期純利益金額		4,118,505

令和5年度事業の計画に関する書類

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

1 事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へとつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき三つの部門による事業展開をしてまいります。

2 各部門の事業展開

(1) 木蓮部門（本体）

- ・企業版ふるさと納税による自治体PR事務業務
- ・町内特産品販売業務（外販）
- ・人材育成事業（八雲高校ビジネス科との「町おこし事業」）

(2) 丘の駅部門（八雲町情報交流物産館）

- ・物産振興事業（アンテナショップの特性を生かした強化商品の販売）
- ・店舗全体の高利益貢献アイテムの分析及び効率改善を目指した店舗運営
- ・新規テイクアウトアイテムの商品開発

(3) 観光・交流促進部門（ペコレラ学舎）

- ・廃校を活用したテレワーク及びワーケーション事業の企画立案・実行

同意第 1 号

八雲町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****
* * * *	二海郡八雲町*****	*****

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

同意第 2 号

八雲町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *
* * * *	二海郡八雲町 * * * * * * *	* * * * * * * *

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

同意第 3 号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 1 号

令和 4 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 2 号

令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 3 号

令和 4 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 4 号

令和 4 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 5 号

令和 4 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 6 号

令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 7 号

令和 4 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 8 号

令和 4 年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 9 号

令和 4 年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 6 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

